No.1

令和６年１２月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

報告第　２１号　専決処分の報告について……１頁

報告第　２２号　専決処分の承認を求めることについて……３頁

議案第　９４号　戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例……１７頁

議案第　９５号　戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例……１８頁

議案第　９６号　戸田市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正
する条例……１９頁

議案第　９７号　戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の一部を改正
する条例……２０頁

議案第　９８号　戸田市生活資金貸付条例を廃止する条例……２２頁

議案第　９９号　戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体
及びグラウンド整備工事請負変更契約について……２３頁

議案第１００号　財産の取得について……２４頁

議案第１０１号　指定管理者の指定について……２７頁

議案第１０２号　指定管理者の指定について……２８頁

議案第１０３号　指定管理者の指定について……２９頁

議案第１０４号　指定管理者の指定について……３０頁

議案第１０５号　令和６年度戸田市一般会計補正予算（第６号）…… 別冊 No. ２

議案第１０６号　令和６年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ２

議案第１０７号　令和６年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ２

議案第１０８号　令和６年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ２

議案第１０９号　令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第１１０号　令和６年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ２

議案第１１１号　令和６年度戸田市水道事業会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ３

議案第１１２号　令和６年度戸田市下水道事業会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ３

報告第２１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第８号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された自動車事故に伴う損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁用自動車（大宮８００は１１７３）事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　１,７７０,６６０円

２　損害賠償の相手方

所在地　　東京都千代田区九段北一丁目６番４号

名　称　　株式会社ＳＫロジスティクス

代表者　　代表取締役　佐久間　友　実

３　概要

令和４年６月１３日（月）午前８時２２分頃、東京都板橋区高島平六丁目１番付近の首都高速５号池袋線上りにて、同高速道路で発生した交通事故現場から引き揚げる際に、後方から走行してきた３ｔトラックと消防ポンプ自動車が接触し、車両損害を発生させたものである。

令和６年１０月１１日

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第２２号

専決処分の承認を求めることについて

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第７号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第５号）（別紙）

令和６年１０月９日

戸田市長　菅　原　文　仁

令和６年度戸田市一般会計補正予算（第５号）

令和６年度戸田市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５９，５０９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４，２５８，１３９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第　1　表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入　　（単位：千円）　一

款	項	補正前の額	補正額	計	
15 国　庫　支　出　金		13,372,491	59,509	13,432,000	般
	3 委　託　金	32,200	59,509	91,709	
歳　入　合　計		64,198,630	59,509	64,258,139	

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総　務　費		6,226,819	59,509	6,286,328
	4 選　挙　費	137,873	59,509	197,382
歳　出　合　計		64,198,630	59,509	64,258,139

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

一般

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15国　庫　支　出　金	13,372,491	59,509	13,432,000
歳　入　合　計	64,198,630	59,509	64,258,139

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総　務　費	6,226,819	59,509	6,286,328	59,509			
歳　出　合　計	64,198,630	59,509	64,258,139	59,509			

2 歳　入

（款）15 国庫支出金　　（項）3 委託金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1総　務　費　委　託　金	2,211	59,509	61,720	3選　挙　費　委　託　金	59,509	2　衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費　59,509 既定額　0 補正額　59,509
計	32,200	59,509	91,709			

（款）15 国庫支出金　　（項）3 委託金

一般

（款）2 総務費　　（項）4 選挙費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	59,509	59,509	59,509 59,509 国 59,509				1報酬 3職員手当等 7報償費 8旅費 10需用費 11役務費 12委託料 13使用料及び賃借料 17備品購入費	34 21,484 228 3,603 2,246 14,467 13,756 963 2,728	**1. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費（行政委員会事務局）**	**59,509**
										1報酬	34
										・パートタイム会計年度任用職員１人	（34）
										既定額 0	
										補正額 34	
										3職員手当等	21,484
										・超過勤務手当	（21,405）
										既定額 0	
										補正額 21,405	
										・休日給	（79）
										既定額 0	
										補正額 79	
										7報償費	228
										・謝礼	（24）
										既定額 0	
										補正額 24	
										・記念品	（204）
										既定額 0	
										補正額 204	
										8旅費	3,603

（款）2 総務費　　（項）4 選挙費

（款）2 総務費　　（項）4 選挙費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										・費用弁償	(3,587)
										既定額	0
										補正額	3,587
										・普通旅費	(16)
										既定額	0
										補正額	16
										10需用費	2,246
										・消耗品費	(1,091)
										既定額	0
										補正額	1,091
										・食糧費	(533)
										既定額	0
										補正額	533
										・印刷製本費	(602)
										既定額	0
										補正額	602
										・修繕料	(20)
										既定額	0
										補正額	20
										11役務費	14,467
										・通信運搬費	(7,064)
										既定額	0
										補正額	7,064

一般

										・手数料　（7,395） 既定額　0 補正額　7,395 ・保険料　（8） 既定額　0 補正額　8 12委託料　13,756 既定額　0 補正額　13,756 ・公営ポスター掲示場設置及び撤去業務 ・投票所用備品等搬入搬出業務 ・投票所入場券作成等業務 ・期日前投票所設営及び撤収業務 ・街頭啓発用バス運送業務 ・選挙公報及び啓発チラシポスティング業務 ・投票箱送致等業務 ・選挙啓発用横断幕作成設置撤去業務 ・選挙システム運用支援業務 ・選挙用機器点検整備等業務 ・期日前投票所備品一時保管業務 13使用料及び賃借料　963

一般

（款）2 総務費　　（項）4 選挙費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										・使用料　（963）
										既定額　0
										補正額　963
										17備品購入費　2,728
										・備品　（2,728）
										既定額　0
										補正額　2,728
計	137,873	59,509	197,382	59,509						

（款）2 総務費　　（項）4 選挙費

一般

1　一般職

※（ ）内は短時間勤務職員（外書き）

（1）総括

（単位：千円）

一般

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補　正　後	(827) 948	1,092,862	3,200,386	3,109,050	7,402,298	1,353,185	8,755,483	
補　正　前	(827) 948	1,092,828	3,200,386	3,087,566	7,380,780	1,353,185	8,733,965	
比　較	(0) 0	34	0	21,484	21,518	0	21,518	

	区　分	扶養手当	地域手当	管理職手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	特殊勤務手当
職員手当等の内訳	補　正　後	95,812	345,858	126,991	462,742	58,602	9,592	7,301
	補　正　前	95,812	345,858	126,991	441,337	58,523	9,592	7,301
	比　較	0	0	0	21,405	79	0	0
	区　分	住居手当	宿直手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当	児童手当
	補　正　後	93,232	462	51,224	984,552	791,004	2,630	79,048
	補　正　前	93,232	462	51,224	984,552	791,004	2,630	79,048
	比　較	0	0	0	0	0	0	0

ア　会計年度任用職員以外の職員

※（ ）内は短時間勤務職員（外書き）

（単位：千円）　一般

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(3) 924		3,135,469	2,839,663	5,975,132	1,145,366	7,120,498	
補正前	(3) 924		3,135,469	2,818,179	5,953,648	1,145,366	7,099,014	
比較	(0) 0		0	21,484	21,484	0	21,484	

	区分	扶養手当	地域手当	管理職手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	特殊勤務手当
職員手当等の内訳	補正後	95,812	339,366	126,991	461,691	58,602	9,592	7,002
	補正前	95,812	339,366	126,991	440,286	58,523	9,592	7,002
	比較	0	0	0	21,405	79	0	0
	区分	住居手当	宿直手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当	児童手当
	補正後	93,232	462	50,104	836,085	679,586	2,630	78,508
	補正前	93,232	462	50,104	836,085	679,586	2,630	78,508
	比較	0	0	0	0	0	0	0

イ　会計年度任用職員

※（ ）内は短時間勤務職員（外書き）

（単位：千円）　一般

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当等	計			
補　正　後	(824) 24	1,092,862	64,917	269,387	1,427,166	207,819	1,634,985	
補　正　前	(824) 24	1,092,828	64,917	269,387	1,427,132	207,819	1,634,951	
比　較	(0) 0	34	0	0	34	0	34	

	区　分	扶養手当	地域手当	管理職手当	超過勤務手当	休日給	夜勤手当	特殊勤務手当
職員手当等の内訳	補　正　後		6,492		1,051			299
	補　正　前		6,492		1,051			299
	比　較		0		0			0
	区　分	住居手当	宿直手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当	児童手当
	補　正　後			1,120	148,467	111,418		540
	補　正　前			1,120	148,467	111,418		540
	比　較			0	0	0		0

（2）給料及び職員手当等の増減額の明細

総括

（単位：千円）　一般

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当等	21,484	1．その他の増減分	21,484	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴う増加分	

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当等	21,484	1．その他の増減分	21,484	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に伴う増加分	

議案第９４号

戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（戸田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成１８年条例第４号）第１条に規定する戸田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項第２号中「（戸田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成１８年条例第４号）第１条に規定する戸田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を１の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の１の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の１の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

第３条第１項中「第２条」を「前条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９５号

戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例

戸田市学童保育室条例（平成１９年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

芦原小学校学童保育室	戸田市大字新曽１９６１番地　芦原小学校敷地内

」

を

「

芦原小学校第１学童保育室	戸田市大字新曽１９６１番地　芦原小学校敷地内
芦原小学校第２学童保育室	戸田市大字新曽１９６１番地　芦原小学校敷地内

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市学童保育室条例の規定による放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な行為を行うことができる。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９６号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例

（戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正）

第１条　戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第３項及び第４項中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改める。

別表第２第３項中「第１８条第４項」を「第１８条第５項」に改める。

（戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例の一部改正）

第２条　戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例（平成１６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第２号中「第１８条第２項」の次に「又は第４項」を加える。

（戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正）

第３条　戸田市宅地開発事業等指導条例（平成２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項第２号中「第１８条第２項」の次に「又は第４項」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９７号

戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の一部を改正する条例

戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例（昭和４９年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市水洗便所改造資金補助条例

第１条中「くみ取便所を水洗便所」を「便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に接続されたものに限る。以下同じ。）」に改め、「あっせん又は」を削る。

第２条第４号及び第５号を削る。

第２章を削る。

第９条中「第４条に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合には」を「下水道処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者で、市税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないもの（以下「補助対象者」という。）に対し」に改め、同条各号を削り、第３章中同条を第３条とする。

第１０条中「次に掲げるとおりとする」を「改造工事１か所につき、２万円とする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、補助対象者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により生活保護を受けている場合は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める金額とする。

第１０条各号を削り、同条を第４条とし、第１１条を第５条とし、第１２条を第６条とする。

第３章を第２章とする。

第１３条の見出し中「改造資金等」を「補助金」に改め、同条中「あっせん又は補助金交付決定」を「交付決定」に、「改造資金」を「補助金」に、「第７条」を「第８条」に改め、第４章中同条を第７条とする。

第１４条の見出し中「改造資金のあっせん、補助」を「補助金」に改め、同条中「あっせん又は」及び「貸付金又は」を削り、同条第１号中「改造資金」を「補助金」に改め、同条を第８条とし、第１５条を第９条とする。

第４章を第３章とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日前に改正前の戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例（以下「旧条例」という。）第７条の規定によりあっせんの申請がされた場合における旧条例第２章及び第４章の規定については、なお従前の例による。

3　この条例による改正後の戸田市水洗便所改造資金補助条例第４条の規定は、施行日以後に申請する者に係る補助金について適用し、施行日前に申請した者に係る補助金については、なお従前の例による。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９８号

戸田市生活資金貸付条例を廃止する条例

戸田市生活資金貸付条例（昭和４１年条例第１７号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に廃止前の戸田市生活資金貸付条例の規定に基づき貸付けされている者に係る貸付金の返済については、なお従前の例による。

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第９９号

戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負変更契約について

戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　戸田第一小学校改築等工事（Ⅲ期）屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事

２　場　　所　　戸田市上戸田三丁目７番１外

３　工事内容　　戸田第一小学校の改築等に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金５１１，５００，０００円

変更後　金５２９，９９０，８５７円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 48,180,987 円)

５　工　　期　　令和６年１月１６日から

令和６年１２月２７日まで

６　契 約 者　　さいたま市浦和区領家五丁目１２番２０号

中島建工株式会社

代表取締役　中　島　道　宏

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１００号

財産の取得について

新曽小学校増築校舎家具備品一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１	取得財産名	新曽小学校増築校舎家具備品一式
２	納入場所	戸田市立新曽小学校北校舎（Ⅱ期増築校舎）
３	仕様内容	新曽小学校増築校舎家具備品一式
４	金　　額	金２４，７５０，０００円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 2,250,000 円)
５	納入期限	令和７年３月１９日
６	契約者	戸田市笹目三丁目５番地の５ 株式会社アイティワン 代表取締役　大　刕　　誠

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１００号参考

新曽小学校増築校舎家具備品一式概要

１　概要

令和７年度から新曽小学校北校舎（Ⅱ期増築校舎）の供用を開始することに当たり、各諸室について机、椅子等の家具備品を購入するものである。

２　仕様

(1)	会議用テーブル	９台
(2)	オフィスデスク	５３台
(3)	オフィスチェア	５８脚
(4)	研修用個別デスク	８０台
(5)	スタッキングテーブル	２２台
(6)	スタッキングチェア	１９８脚
(7)	ロッカー	２２台
(8)	ホワイトボード	１８枚
(9)	その他家具備品	１式

入　札　結　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回数 / 業者名	第　1　回	摘　要
（株）アイティワン	２２,５００,０００	落　札
東和産商(株)学校事業部	２２,７００,０００	
（株）広野	２２,９６０,０００	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設計額	２２,９９２,８３０
予定価格	２２,９９２,８３０

議案第１０１号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市新曽南多世代交流館

２　指定管理者候補者の名称

さいたま市浦和区仲町一丁目１２番１号

日本環境マネジメント株式会社

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１０２号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上戸田地域交流センター

戸田市立図書館上戸田分館

２　指定管理者候補者の名称

東京都足立区足立四丁目２８番１０号

フレンドシップ上戸田共同事業体

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１０３号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立児童センターこどもの国

児童センターこどもの国第１学童保育室

児童センターこどもの国第２学童保育室

２　指定管理者候補者の名称

久喜市上内１４４６番地１

社会福祉法人さきたま会

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第１０４号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸田市立中央図書館

戸田市立図書館下戸田分室

戸田市立図書館美笹分室

戸田市立図書館下戸田南分室

戸田市立図書館戸田公園駅前配本所

２　指定管理者候補者の名称

東京都文京区大塚三丁目１番１号

ＴＲＣ・アイルグループ

３　指定する期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和６年１１月２７日提出

戸田市長　菅　原　文　仁